神奈川県市町村電子入札共同運営協議会　情報保護委員会規程

（趣旨）

第１条　神奈川県市町村電子入札共同運営（以下「共同運営」という。）事業として満たすべき情報保護対策を維持確保し、利用者が共同運営にかかる電子入札システムを安全に利用できる環境を構築するため、神奈川県市町村電子入札共同運営協議会（以下「協議会」という。）規約第20条第２項に基づき、情報保護委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 情報保護対策に関する方針に関すること。

(2) その他、共同運営事業として満たすべき情報保護対策の確保に必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は、委員３名で組織する。

２　委員は、協議会会員の共同運営所管課長に相当する職員の中から、次のとおり選任する。

(1) 県　１名

(2) 市　１名

(3) 町村等　１名

３　市町村等の会員からの任期ごとの選任の順序については、別表のとおりとする。

４　第２項及び第３項の規定によりがたい場合は、総会において別に協議する。

（委員長等）

第４条　委員長及び副委員長は、次に掲げる職員をもって充てる。

(1) 委員長　県の電子入札共同運営所管副課長相当職員

(2) 副委員長　市町村等の委員の内、別表の上欄に掲げる市の職員

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

（役員及び委員の任期）

第５条　役員及び委員の任期は、２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

（招集等）

第６条　委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

２　委員長がやむを得ない理由により出席できないときは、副委員長が議長を務める。

３　委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。

（定足数及び議決数）

第７条　委員会は、開催期間内に構成員の過半数の回答がなければ、議決をすることができない。

２　委員会の議事は、回答者（ただし、対面開催又はオンライン開催の場合は、出席者）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年10月１日から施行する。

別表（第３条関係）

選任順序

１　相模原市	１　葉　山　町
２　横須賀市	２　寒　川　町
３　平　塚　市	３　大　磯　町
４　鎌　倉　市	４　二　宮　町
５　藤　沢　市	５　中　井　町
６　小田原市	６　大　井　町
７　茅ヶ崎市	７　松　田　町
８　逗　子　市	８　山　北　町
９　三　浦　市	９　開　成　町
10　秦　野　市	10　箱　根　町
11　厚　木　市	11　真　鶴　町
12　大　和　市	12　湯河原町
13　伊勢原市	13　愛　川　町
14　海老名市	14　清　川　村
15　座　間　市	15 神奈川県内広域水道企業団
16　南足柄市	
17　綾　瀬　市	

※１　市において、「17 綾瀬市」の次は、再度「１　相模原市」から昇順とする。

※２　町村等において、「15 神奈川県内広域水道企業団」の次は、再度「１　葉山町」から昇順とする。